

の市町村をやつておられます。公報に出る方は予算の結果的のもの
の報告さういふにはすぎないのだから九月、三月末の現在市は
ないというものはもうこのほかで、これは是非やうほしいという事を切
願いたします。以上五点について質問いたします。

一町長（瀬古清蔵）ただいま神野藤議員からの指摘で条例が五
年、十年前のオオにたつておられ改定さるべき点があるといふこと
いう事です。責任上担当課長から答弁いたします。そのとおりじ
く切願いたします。

一総務課長（貫井善次）ただいまの指摘で、町会に関する条例は
昨年、廃止の議決をいたしたとおり、条例が慣行的な役目を果して
いふ議決にたいしては橋本が効力をもつておられます。削除してない事
にたいしては運営等はやはり不備であるといふ点で指摘
の通りであります。今後削除していただきたいとおっしゃいます。次に特別職

の職員に対する費用償還のごときです。条例そのものは議会の議
員を除くというおられます。議員さんには支給するのは違法ではない
かとおっしゃいます。地方自治法第二百三十九条に規定されておられる
議員さんは特別職であることも且願ぐいくと決められておられるのでありま
す。そういう事から議員さんに対しては条例を別に作って支給し、その他の特
別職の費用は特別職に対する特別職の条例を作っておられるのであります。
そのために市指橋の指摘を起すわけであり、条例の不備をものかたを
もつておられると思います。議員さんは条例に基き、月報酬をやつていふ。
議員から出た各種奉還の方は委員という立場から、願ぐ支給う
という事や、市町村にたいしても同じ条文をもつておられます。
原則的にはやはり議会の議員以外は月願ぐいくと規定されておられ、
そのうち市町村の行政指導を受け、今日まで支給してきただけでありま
す。

一、職務課長（森田）職務公表について五月、十月に公表したわけはならない
事にはなりませんが、実際はやり取りが、誠に申し訳がき
や、五月分のみ公表したいと思っておりますので、仰りをお願いしたいと思います。
一、議事事務局（生子）国利（福生）議会の調査及び公聴会に出頭する費用
弁償のごい、また、改定条例の関係から現在の諸制度から考え不均
衡と思ふ、この事案は改正し、予算と条例の関係も検討して改正
したいと思ひます。福生に於ける公職選挙法、農業委員会関係にお
いても公聴会が行われ、参考人として出席する場合もあり、その法
文する場合も、本化した方が良からうという考えで、理事者と下介連け
いを保つてやうにしたいと考えたりします。

一、収入役（大野）一、現金保管に関する規定のごい、これは昭和三十
年に制定された三十一年から現在の自給法にわたるものがあり、当然廃
止するべきものと思ひます。事務的関係で非常に嫌ひました。

さういふ廃止の手続きをしたいと思います。

一、大番（神野）課長（改正）これは早急に改正したいと思ひます。が
総務課長から言われた非常勤の問題について、理解を促すのは困る、その内
容の明に話してやりたいと思ひます。非常勤に対する報酬は生活給では
ないという事、自給法には入り出で、純粹な勤務としての性格を
もつてゐるのではなく、自給法当然ではない、この事、しかし、実際は
常勤とやら、変らず、月には十五日も十五日もある人もありますので、な
かなか難しい、自給法の中には特別の定めを認めた場合はこの限りでない
とし、必ず自給法でなければならぬわけでもない、福生町は行政事
務連絡員があり、これは毎日勤務であり、当然自給法や支払的な
ければならない。議員の場合は非常勤の特別職であり、その人
達と職務は変らない、しかし議員については除外して、この人は議員か、
というのは、これはわたる国会議員との均衡も考えらるべき、

議員としての特権をもつていふ以上は町村議員であつても変りはない。又前から歳費といふのは決りぬ地方議会も同様にはある報酬といふ。又先程言ふ通り生活給ではない事は予り書いた通り、一般職員もさうのは生活給であり、議員は他に仕事をもつておられるや、その支給方法は規定されておらないか、しる地方は若くは自主的に定められており、福前では月額を三万円と定められておる。という事は決りぬお方のとおりであり、これは他町村では通用しないわけであり、その点から既に基いて用会中に行なわれる議員の職務、例えば臨時出納監査主合人の報酬はさうしないと自治法第百四十二条にはつきりうたつてあります。ただし費用弁償は出さず、さうあると行政官例は出つており費用弁償は議会費から支払うべきであらうと思つて、法律というよりおのづからいふ事だと思つておる。各町村とも支払つておられ、金額は支払つたもの、一般議員と差をつけてい

ると思つておる。やはり原則はつきりしておらないかと思つておる。特別の定めのある議員を除くおのづから法の解釈もおのづから思ひます。このやうな事を言つて議員諸氏には迷惑かも知れませんが、やはり本例に従つた方がよいと思つておると思ひ、言ひましたわけであり、

一議長（高橋千春）こゝに、神野縣議員の質問を答へます。

一議長（高橋千春）こゝで休憩して午後一時から再開いたします。

休憩 午後十二時 五分

開議 午後 一時 五分

一議長（高橋千春）休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を行います。二番大沼議員

二番（大沼香江）貴重な時間をさいて下さいます。お礼申し上げます。次の事項について町長並に助役、教育長の御答弁をお願いいたします。まず、商工業育成について、福生町には全額補助

備の疎疎しく都市計画にとはい産業構造も成りつたり町成精
貴都市と大きく発展の見通しとあり。最近の日本経済
の推移とこの世論を反映しますと金融引き締めによつて中小企業の危
機は到来してくるであろうと言われおります。福生町の産業構造は神
南に変化が激しく昭和五年度の調査統計と三十五年と比較する
と全所帯を占める中小企業は昭和五年度に比べて六二・七％、三千九
百五十二所帯、農業は二五・三％、二千五十二所帯であったが三十五年
度にはおろは中小企業が九一・八％、四千四百五十二所帯、農業は八・九
％、八百五十二所帯と著しく変化してあります。最近
に和さもしはより以上にこの比率を変えさういふのはなかなかと
考えがおります。又一面昨年由日自現在に於ける町民税の負担割合
は四千四百五十万二千七百五十円のうち中小企業と言われる商工業者が
負担するの四千七百四十万四千七百五十円となつておりまして、約四一％を負

担する状態でございます。このように福生町に於ける産業構造の変
化により商工業者の存在は無視するべきではないと町民税の町民税
の基礎を確保するためにも調整策をいふ必要がございます。なほ
うなと承ります。そのために私はこの事業資金の子能額及び融資
の増額について要望したいと思つております。増額にも申し上つた通り政
府の金融引き締めの影響は早晩いふやあると覚悟しなければ
ならぬのでございます。このため事業資金は今後の中企業に對する
最も重要な資金源と承るが他町村と比較し不利な条件にあると見受
けられるあります。本年度の予算は組まぬわけにはいかぬと見
ており貸出限度額が五百万であります。他町村は約一千万は国立町百
四十万、日野市三百万円、田無町三百万円、国分寺町四百万円、昭島市
三百万円、青梅市三百万円というように神南に大幅な限度額が米の
りであり貸出金額にいたしても福生町は千万円を限度として



活動、常運動などいたのみ、非付状況ほどのような物にあり、青少年問題対策協議会並びに地区委員会のあり方、このまま、良いかどうか、私共以前地区委員会をやつた経験から申しますと、その活動運営等については非常は頭を悩ましたわけ、ほとんどの地区委員会の方々普通の悩みをもち活動が積極的になつた原因ともある、最近のように青少年の非行問題が大きくなれば議論を仕る、例、多額の予算をより有効に成果あらしめ、たのみに青少年協の組織の改革を要望するもの、やむを得ず、別長の方針を切迫したいと思ひます。次に教育問題について、本年度中、学校は切迫した、都立の前後進学状況について、説明願ひたいと同時に、三十九年度から始め、その常校の改善工事は、三、四年をもつて、父兄は、大さく、関心をもつて、切迫や、ごい、まず、この何人、その対策を、学校側は、望む、希望、聞く、ごい、あ、この問題については、どう、よう、な対策を、と、まん、と、する、もの、のみ、その説明

をお願いいたします。火は、消防関係、ごい、まず、火、福、新、消防、の、用、区域、から、除外、さ、い、先、般、の、ク、ジ、ス、新、にも、放、送、さ、い、た、よう、に、用、意、の、確、保、難、と、基、地、依、頼、が、今、後、の、問、題、点、で、あ、ら、う、と、あ、え、ま、す。西、方、部、の、統、計、は、よ、り、ま、す、と、昨、年、十、月、か、り、昨、年、九、月、ま、で、の、一、年、間、に、お、け、る、火、災、発、生、件、数、は、四、十、五、件、あ、り、その、うち、五、割、以上、平、田、仲、の、福、新、で、発、生、し、た、の、損、害、は、三、十、万、円、に、達、し、て、お、ら、う、と、あ、り、ま、す。火、災、発、生、に、よ、る、町、民、の、不、安、と、その、直、接、間、接、の、損、害、は、計、り、知、ら、ない、もの、が、あ、る、と、思、ひ、ま、す。こ、の、よ、う、な、状、態、に、対、し、消防、ホ、ン、プ、防、火、用、野、水、槽、の、保、持、は、他、町、村、と、比、べ、決、し、て、多、く、は、ない、と、思、ひ、ま、す。本、年、度、の、算、を、け、ま、す、と、五、百、四、十、二、万、四、千、円、組、ま、れ、て、お、ら、る、が、第、四、分、団、の、ホ、ン、プ、車、購、入、費、二、百、三、十、万、円、を、差、引、き、ま、す、と、誠、に、少、ない、予、算、で、あ、る、と、あ、ま、す。私、は、消、火、消、防、と、防、火、消、防、の、二、つ、に、別、け、新、消、防、政、が、適、用、さ、れ、ら、と、福、生、町、の、よ、う、な、物、殊、に、町、に、お、け、る、は、防、火、査、察、の、強、化、を、は、か、ら、な、け、れ、ば、な、ら、ない、消、防、組、織、を、町、長、の、諮、問、機、関、と、し、て、設、置、す、る、事、を、提、案、す、る、もの、で、ご、い、

す。市設消防の設置に希望しているが、現在の町政環境等から来
る等と非常の困難な問題であらうと承えます。福生町の消防は新たな
観点から検討を要する問題は青梅線以北における分団の設置で
あります。これは極めて急を要する重要な問題であらうと思つてござ
います。青梅線の踏切りの遮断等により消火作業ができません。大事
にいった例もあります。最近の急激な住宅の増設に対し町当局は早
急に適切な措置を要する必要があると思つておられる。これに対し理事者の執
断を求めたものでござります。次は環境衛生と人の対策についてであります。
憲法第三十五条第三項に公衆衛生の向上と増進を義務とする地方自治体
第三十六条第三項中に清掃、衛生、美化、騒音防止等には保健衛生その他に
関する事項を処理する事とあります。昨年の福生町における青梅保健
所管内伝染病、特に水痘の発生は、甚しからぬ記録を示しております。
この原因はジニにあるが、今年度はどのような策を講じておられるか、また

年度予算では大きな変化を求めておられるが、これらに対し理事者の説明
を求めます。また八年度に昆虫駆除費百五十万円を計上していただき、
はたそのような伝染病が発生したとき、予算から果敢に無償配布して昆虫駆
除に力をふかすは誠にこのような事であり、これは終戦後から始まった
マシ化しているものにあらずや、そのうちあると経済状態も増大
し、食糧や衣料を貯蓄する中に入らないような経済状態になっており
ます。従つて私はものと科学的、機動的なある装置を購入し、公費施設
の昆虫駆除を重点的にやるべきであらうと思つております。特に、市場、産
界、焼却場、園地等の徹底的な駆除対策を講ずるべきであらう。今後福生町の
環境衛生に期すべきものがあると思つております。又先程大久保議員から指摘が
ありました。基地周辺の排水の処理について、今更に問題を感じておられ
ます。次に国保運営についてでございますが、町政や町の統計によるに
青梅市を除く町政に於ける福生町の町政の国保運営のあり方は

るなり助成金等もあつて育成に努めておられることと存じます。現在商
工会と町の産業課と常には密接な連携をとり育成しておられるわけ
ですから、お話しのように大の成果は上つておられます。又後の活動に
も困難は多く、町としては非常に大きな事業の山積しておられます。
予算作成でも苦戦しておられます。しかしながらこの育成に対しては
できることばつと昨年より大に充実させて助成したいと思つておられます。
当初予算の頃は昨年と同様の百八十万を予定していたわけですが、今後
商工会又、商協の運営等も期成し常に密接な連携のもとに効
果を上げたいと思つておられます。一般商店の経営に対しては町の商
工指導、経営の改善等につけて直接指導しておられます。けれども要約
すると今後の商店のあり方という面には都市計画に基き、商店街
の構造も変えていく面が多く、市指導に力点を置いておられます。この意に
あつたように十分やるべきことと承知しておられます。小口融資問題につ

いては当初より除々に額も増額して百五十万まで上げておられます。市指導
の点です。現況に於いては若干の増額して効果があるやいなやという
ことも十分研究する余地があると思つておられます。従つて貸付け期間を即
ち六ヶ月以上という点については十分研究しなければならぬと思つてお
られます。利用者側で完済に支障がなくスムーズにゆくならば、このこと
思つておられます。増額については、増額については難はなく
農協でもう解してくれていますので、結局は入札を承知したいと期間の
延長は即成したと存じます。毎年調査をやつて見ますと、
ほとんど一定した人を利用してくれて新鮮味もない。限度額を三、四万
と決めた次ぎくと新しい人ばかりが資金で効果的に行はぬのは、おそれ
やうな状態もありません。今後研究してやうな参りたい。
現在限度額が五百万で、依存しておられる人が大体四十人ばかりおられ
ます。こうした事業面を大きくおだけ有効に成果を上げなければならぬ